

【文化スポーツ部・文化施設政策監】

件名	宗教法人に対する指導・対応について
<p>申立概要 【受理 3. 9. 15】</p>	<p>宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号。以下「法」という。）第 88 条第 4 号では「規定に違反して役員名簿や財産目録等の作成、備付けを怠った時は、法人の代表者は、10 万円以下の過料に処すること」とされ、不実記載も同様であるが、これに反している宗教法人があり、過料に処せられるべきであるが、文教課はこれを行わない意向であり、裁判所への通知義務を果たそうとしない。</p> <p>また、当該法人は現時点の証拠を見る限り脱税を行っているため、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項により捜査機関への告発をすべきであり、少なくとも文教課は法第 88 条第 4 号をもって裁判所への通知を行わなければならないのにこれを怠っている。</p>
<p>確認事項 【通知 3. 10. 28】</p>	<p>文教課は、法定受託事務として、法に基づく所轄庁の業務を行っているが、その職務権限は、法第 85 条により、信教の自由及び政教分離の原則という憲法上の要請から最小限に限定され、一般的・包括的な監督・命令権、強制調査権は有さないとされている。</p> <p>当該法人が法第 88 条第 4 号に反しているかについては、文教課へ必要書類が提出されていること、また、書類が一部未作成であったことが不実記載かについては、文教課からの連絡を受け、規則変更の手続きを遅滞なく完了し、その後、必要な書類は提出されていることから、文教課は、いずれも当該規定に該当しないとしている。</p> <p>また、法第 88 条第 5 号による、所轄庁からの裁判所への過料通知について、所轄庁からの指摘を受け、遅滞なく是正手続きを行っている場合は「過料に処せられるべき」行為とは認められず、文教課は通知を行う義務はないとしている。</p> <p>法の罰則規定は、すべて行政罰としての「過料」であり、刑事訴訟法第 239 条に当たらないため、同条の規定は適用されない。</p> <p>なお、当該法人が脱税を行っているとの申立てについては、税の所管部署が判断することであり、文教課に指導や調査をする権限はない。</p>